

## 令和6年秋季全国火災予防運動実施要綱

石橋地区消防組合  
石橋地区消防団連絡協議会  
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会  
石橋地区危険物保安協会

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

### 2 防火標語(2024年度全国統一防火標語)

『守りたい 未来があるから 火の用心』

### 3 実施期間

令和6年11月9日(土)から11月15日(金)までの7日間

### 4 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進

### 5 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進

### 6 重点推進項目の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な項目

- (1) 地震火災対策の推進
  - ア 地域における火災予防の推進
  - イ 感電ブレーカーの普及推進
- (2) 住宅防火対策の推進
  - ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理

- イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- オ 防災品の周知及び普及促進

## 7 推進項目の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
  - ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
  - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
  - ア 充電式電池に関する注意喚起
  - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
  - ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
  - イ 火気器具を使用する屋台等への指導
  - ウ 照明器具の取扱いに係る指導
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進
  - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
  - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
  - ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

## 8 実施要領

別紙「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用並びに、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

- (1) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
  - ア 関係部局・関係団体への協力依頼
  - イ 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報
  - ウ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等との連携
  - エ 各種消防訓練、住宅防火診断(訪問診断)、催し物等の実施

## 9 石橋地区消防組合実施事項

### (1) 火災予防の広報

#### ア 下野市

市内広報誌による広報。

#### イ 壬生町

防災行政無線による広報。

#### ウ 上三川町

サイレン吹鳴。11月9日（土）から11月15日（金）まで、午後6時の1回、5秒吹鳴、6秒休止。（5回繰り返し）

#### エ 住民への広報

火災予防運動の広報内容を各市町の広報誌に掲載し、住民に周知する。

#### オ 懸垂幕及び幟の掲示

懸垂幕等を消防本部、各消防署に掲示する。また、電光掲示板を使用し広報を実施する。

#### カ 防火ポスター及び消防壁新聞の配布

火災予防運動用の防火ポスター及び消防壁新聞を、主要事業所に配布する。

#### キ 消防車両による広報

消防車両等により運動期間中管内全域の広報を行う。消防本部、各消防署においては、一日1回は実施し住民の防火意識の高揚を図る。

### (2) 防災訓練及び火災予防啓発の実施

#### ア 防災訓練（教育）の実施並びに通知

防火管理者を選任しなければならない事業所の責任者は、当該事業所の消防計画に基づき初期消火、通報及び避難訓練を実施する。なお、特定防火対象物（病院、社会福祉施設、集会場、旅館、店舗、飲食店、遊技場、幼稚園等）は、法令により消防機関へ事前に通知を行い、年2回以上避難訓練及び消火訓練を実施する必要があります。

#### イ 立看板の作成掲示

各事業所の関係者は、本運動期間中、当該事業所の主要な場所に立看板を作成掲示し、従業員並びに当該事業所に入出入りする関係者に本運動を広報し啓発を図る。

### (3) 別途計画

危険物車両（移動タンク貯蔵所、ミニローリー）の立入検査を実施する。

### (4) その他

消防署では、防災訓練、防火映画（DVD、ビデオの貸し出しも行います）、防火講話等の防火指導を行いますので、自主防災組織、自治会、事業所、各種団体等でこれらの行事を計画している方はご一報下さい。

第44回石橋地区少年消防クラブ推進委員会防火標語展

《最優秀作品》秋季の部

火元をチェック 私が守る 家も笑顔も思い出も

下野市立国分寺中学校 1年 <sup>ふじき</sup>藤木 <sup>ねね</sup>音寧さん

# 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

## — 4つの習慣・6つの対策 —

### 4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

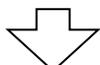
### 6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

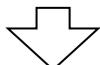
---

#### 《住宅防火いのちを守る10のポイントの考え方》

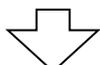
- 火災を発生させない（出火防止）（習慣1～4、対策1）



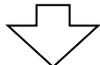
- 早く知る・気づく（早期覚知対策）（対策2）



- 燃え広がらせない（延焼拡大防止）（対策3）



- 火災の初期の段階で消火する  
（初期・早期消火対策）（対策4）



- 危ないと判断したら、素早く避難する（早期避難）（対策5）



隣近所との協力  
体制を構築する  
（対策6）